

**令和4年度**

**第21期第14回内水面漁場管理委員会  
議事録**

**令和5年2月6日  
三重県内水面漁場管理委員会**

日時 令和5年2月6日(月) 午前10時から10時52分まで

場所 三重県内水面漁場管理委員会委員室

#### 議題

- 1 議案1 小型機船底びき網漁業(貝けた網漁業(木曾三川しじみ貝けた網漁業))の制限措置等の一部改正について
- 2 議案2 第五種共同漁業権に係る令和5年度目標増殖量について
- 3 議案3 内水面漁場管理委員会関係三重県個人情報保護条例施行規程の廃止について
- 4 その他(1) うなぎ稚魚漁業の許可化について  
(2) 次回の委員会日程等について

#### 出席委員

浅尾和司 大瀬公司 垣外 昇 中本恵二 笠見和彦  
井上亜貴 加治佐隆光 三輪 理 河村功一 金岩稔  
(※斜体字: Web出席)

#### 欠席委員

なし

#### 事務局

事務局長 林 茂 幸  
主幹 増田 健  
主査 葛西 学

#### 行政

(三重県農林水産部水産資源管理課)

(漁業調整班)

課長補佐兼班長 森田和英  
係長 程川和宏  
技師 田代真帆

#### 傍聴者

なし

計16名

○浅尾会長

おはようございます。それでは、ただ今から第 21 期第 14 回三重県内水面漁場管理委員会を開催します。

本日は委員総数 10 名中、欠席はなし、Web での出席（三輪委員、河村委員、金岩委員）を含め出席委員が 10 名ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第 12 条に基づき、議事録署名者として、中本委員、三輪委員にお願いします。

それでは議案 1「小型機船底びき網漁業（貝けた網漁業（木曾三川しじみ貝けた網漁業））制限措置等の一部改正について」を審議いたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料 1 の 1 - 1 ページをご覧ください。

令和 5 年 1 月 23 日付け、農林水第 24 - 4283 号で三重県知事から協議を受けています。

令和 2 年三重県規則第 67 号三重県漁業調整規則の第 53 条第 2 項において準用する第 12 条第 3 項及び同規則第 53 条第 2 項において準用する第 16 条第 2 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。

内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

それでは、水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（程川係長）

小型機船底びき網漁業（貝けた網漁業（木曾三川しじみ貝けた網漁業））の制限措置等の一部改正について説明します。

1 - 1 ページが協議書です。この件については、昨年この時期に委員会の意見を聴かせていただいております。対象漁業の許可の有効期間が 1 年であるため、今回再度意見を伺うものです。

1 - 2 ページをご覧ください。今回の諮問の根拠について説明します。内水面における漁業については内水面漁場管理委員会が海区漁業調整委員会の権限に属する事項を行うとなっており、三重県漁業調整規則において海区漁業調整委員会の権限を規定している条文については、内水面漁場管理委員会が所管すると読み替えられることが、漁業調整規則第 53 条第 2 項に定められています。今回意見を伺う小型機船底びき網漁業は内水面における知事許可漁業であり、内水面漁場管理委員会に意見を聴くことになります。

1 - 3 ページをご覧ください。今回諮問する内容となります。諮問内容は 2 つあり、1 つ目は当漁業許可の制限措置のうち、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間についてです。

小型機船底びき網漁業については令和 5 年 3 月 31 日で許可の有効期間が満了となり、引き続き当該漁業を営めるようにするために、許可希望者から申請を受け付けるためには、

制限措置や許可の条件を公示する必要があります。今回、制限措置の許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を改正したいと考えています。三重県漁業調整規則第 12 条第 3 項で知事が許可又は起業の認可をしようとするときは、公示する制限措置の内容、申請すべき期間及び理由について海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと定められており、今回は、内水面で行う漁業ですので、内水面漁場管理委員会の意見を伺うものです。

2 つ目は許可の有効期間は漁業調整規則で 3 年と定められており、それよりも短い期間で許可を行う場合には意見を聴くこととなっています。今回の漁業の操業区域は木曾三川であり、岐阜県、愛知県との調整や内水面と海面の漁業者間の協定といった漁業上の調整事項があり、関係者との漁業調整により有効期間は 1 年としてこれまで運用をしてきているところですので、引き続き 1 年の許可期間としたいと考えています。三重県漁業調整規則第 16 条第 2 項の規定で「知事は、漁業調整のため必要な限度において、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、3 年より短い期間を定めることができる。」と定められており、内水面における漁業であるため、内水面漁場管理委員会の意見を伺うものです。

1 - 4 ページをご覧ください。1 は制限措置をまとめた表です。左から漁業種類及び地方名称、操業区域、漁業時期、推進機関の馬力数、船舶の総トン数、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、漁業を営む者の資格となっています。木曾三川しじみ貝けた網は、揖斐川、長良川、木曾川の中流から下流域においてしじみを採捕する漁業を行っており、今回改正するのは、許可等をすべき船舶の数と、2 の許可又は起業の認可を申請すべき期間の設定です。

1 - 5 ページの新旧対照表をご覧ください。しじみの漁業をするにあたって、許可を受けている者が参加して設立された木曾三川しじみ漁業協議会という団体があり、資源管理のために操業ルールの統一化や漁業者間の連絡調整の円滑化を図っており、県水産研究所や桑名市などと共同で勉強会などを行っています。資源量を勘案して従来から自主的に操業者数を決めており、県としてもこれを尊重し制限措置等をこれまでも定めてきたところです。昨年の委員会で意見をうかがった際には船舶等の数が 93 になっていましたが、協議会で調整をしたところ 85 隻という結果となりましたので、85 に変更したいと考えています。漁業調整規則第 10 条の規定で許可申請があった場合にはいわゆる反社会的勢力に該当しなければ、申請のあったものすべてに許可をしなければならないということもあり、許可すべき船舶等の数に上限を設けて調整を行っています。上限を定めないと多くの申請があった場合許可しなければならない状況となってしまいますので、現在操業をされている方、操業を希望する方を上限として資源管理を図っていきたいと考えています。

1 - 6 ページの 2 の許可又は起業の認可を申請すべき期間については、令和 4 年 2 月 1 日から令和 4 年 2 月 28 日であるものを令和 5 年 2 月 13 日から令和 5 年 2 月 28 日までと変更します。許可の条件については、今回変更はありません。

1 - 3 ページの 2 で、3 年より短い有効期間を定めることについて、木曾三川という漁場を近隣県と共同で利用しているところですので、近隣県との調整や内水面と海面の漁業者間の協定といった調整事項があり、漁業者の了解のもと 1 年許可でこれまで運用してきたところですので、今回も引き続き 1 年の許可で考えています。

説明については以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○浅尾会長

ただいま説明ありました議案1について、ご審議をお願いします。何かご意見はございませんか。

○金岩委員

漁業権を1年間にするというのを漁業者の許可のもとにというように聞いたような気がしたんですけど、そもそも漁業者の許可は必要ないんじゃないかと思うんですけど事実関係をもう一度確認させてください。

○水産資源管理課（程川係長）

はい、特に1年とすることに漁業者の許可は必要ないのですが調整規則上3年になっていますので、これを短くすることについて意見は何っているところです。漁業者がOKというので1年としているわけではありません。

○金岩委員

先程の許可のもとにというのは、単なる打ち合わせのもとにということですね。

○水産資源管理課（程川係長）

そうですね。協議会の方にも一応周知していただいているということになります。

○金岩委員

わかりました。ありがとうございます。

○浅尾会長

ほかにご意見はございませんか。ないようでしたら、議案1については、県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○浅尾会長

それでは全員異議がないようですので、議案1については、県原案どおりとされたい旨、回答することとします。

続きまして、議案2「第五種共同漁業権に係る令和5年度目標増殖量について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料2をご覧ください。

2-1ページが「第五種共同漁業権に係る目標増殖量の取扱方針について」により算定した令和5年度の目標増殖量（案）で前回の委員会で協議いただいた数量となっております。

す。

この数量を各漁協に示して意見を聴取しましたところ大又川飛鳥五郷漁業協同組合から意見が提出されました。

そのほかの漁協からは、意見はございませんでした。

2-17 ページから 2-20 ページが大又川漁協から提出された意見書と算定資料です。

2-17 ページの意見は、増殖費用には、繁殖保護費、採捕事業費以外にも漁場管理費や資源管理費も増殖に係る経費とみなし、過去3年分の算定計算に入れて目標増殖量を算定していただきたい。との内容です。

2-24 ページの「「あゆ」についての目標増殖量算定方法」\*印、あゆの増殖費用には、種苗放流以外の増殖行為に係る費用も含むとあります。

昨年6月の第11回委員会でも確認させていただきましたが、令和4年度から増殖調整係数を大きく見直したことにより、多くの漁協において目標増殖量の低減が図られ、種苗放流以外の増殖行為に係る費用の具体的な提示は、今後漁協の意見も聞きながら検討していくこととなりました。

今回、提出されました意見について具体的に説明させていただきます。

2-18 ページの表では、あゆの放流費用の3ヶ年平均に算入されていなかった令和元年度の採捕事業費と令和元年度から令和3年度の漁場管理費と資源管理費をすべて算入すると3ヶ年平均が2,550千円になります。2-21 ページのあゆ目標増殖量の表をみていただくと大又川漁協のA列の2,113千円が2,550千円となり  $B \div A$  が67.76%で調整係数が0.3となり、目標増殖量が390kgとなります。

漁場管理費と資源管理費の内訳が2-19 ページと2-20 ページにありますがあゆの増殖行為に係る経費としてすべて認めることができるのか、内容により認めるのか、などの協議をお願いします。なお、一番右列のナンバーは協議していただくにあたり、項目をわかりやすくするために事務局が振ったものです。

事務局からは以上です。ご審議よろしくをお願いします。

#### ○浅尾会長

ありがとうございます。ただいま説明ありました大又川漁協からの意見ですけれどもこのように漁場管理費や資源管理費もほぼ増殖に係る経費に含んでほしいとの意見です。

あゆについての目標増殖量の算定方法について先程事務局からも説明ありましたが2-24 ページの一番下にあゆの増殖費用には種苗放流以外に増殖種苗経費も含むという規定もありますが、ここにあります種苗放流以外の増殖行為に係る経費はどの程度含むことができるということになるのでしょうか。増殖行為に係る経費ですので、間接的にはどんな行為でも突き詰めれば増殖行為に関係するわけですけれども、やはりその増殖行為に資する経費は、ある程度線引して慎重に検討する必要があるのではないかと考えております。

皆様のご意見を伺いたいと思います。

#### ○加治佐委員

2点あります。ひとつは、この増殖行為に関わる経費に入るかどうか調べたら、農水省のホームページのお知らせに、漁業法では監視活動や看板の設置などの漁場管理は積極的

な増殖行為に含まれないとされていますと書いてありました。なのでその漁業法についてはその範囲内でしか私たちは意見が言えないんですがそう思いました。

もうひとつは、現場からの SOS だろうという意味で考えますと、2-21 ページの G 列の生息可能量は、稚魚の重量を一匹あたり 7 g として見積もってあるんですね。ですが、増殖実施報告書の様式を使えば、うちは 6 g だよとか 5 g だよという説明が恐らくできるのではないかと思ったんです。ですのでそういう 5 g だよ 6 g だよと説明ができる漁協については出てきた目標増殖量を  $6/7$  とか  $5/7$  とかにして減らしてもいいのではないかと思いました。以上 2 点です。

○浅尾会長

漁業法にそういう文言があったということでしょうか。

○加治佐委員

農水省の理解はどうもそうらしいです。

○浅尾会長

加治佐委員の意見は、増殖行為に係る経費については厳格に狭義的にその解釈をすべきということによろしいですね。

○加治佐委員

はい、そうです。

○浅尾会長

ふたつめは、生息可能量の算定に用いている稚魚の魚体重 7 g を 5 g や 6 g にということですが。

○加治佐委員

それは、見積もりの際に大きい表のなかで一匹だいたい 7 g であろうと見積もりをしていて。7 g というのは、ざくっとした全国的な平均値だと思うんですけど、例えば 2-10 ページの増殖実施報告書の記入例を見ていただきますと、各漁協が出してきた報告書のなかには、いついつに何 kg、何尾放流したのでだいたい一尾平均 5 g とか 7 g とか書いてあるんですね。であればトータル何 kg で何匹だったっていうのがわかりますので、ざくっと一尾平均にしては、何 g なんですよと 7 g より少ないんですよというところもあるかもしれないですね。

○浅尾会長

稚魚のグラム数はその時々によって、また入れる時期によって変わってくると思うんです。ですので、この 7 g としてあるのは、平均的なことで決めてあると思うんですが。その度々に計算方法が変わるようなことでは運用がしづらいのではないかと思うんです。

○加治佐委員

そこは事務局で運営ができないということでしたら、意見は取り下げたいです。ただ例えば過去3年間の平均でいうとこちらの漁協は何g。その数字は対処できますよと業務として過大な計算なことではないですよ。個々の漁協の過去は何gで放流してたかを出していただけるのであればそれを参考にあえて7gを使う必要はないかと。7gより少ないところは減らしていいんじゃないかならうかと。

○浅尾会長

稚魚は時期によって年によって平均的な重さや、値段も違うんです。稚魚の大きさによって。それによって種苗代も変わってきますので、それをその度々にまた漁協ごとによってというのはちょっと事務的には難しいのかなと思います。そしてまた、この7gっていうのはある程度の根拠を持って決めてある数字ですので、これを全県的に7gに統一してあります。

○金岩委員

和歌山県ですと尾数で目標増殖量設定しているんですよ。だからg数とか大幅に漁協によって異なるのであれば、三重県も尾数で目標増殖量を設定するということを考えてもいいんじゃないかと思います。各漁協別にグラムを変えるのは年によって変わったりするので、それはやめた方がいいかなと思います。

○浅尾会長

尾数っていうとカウントも難しいですね。どうでしょう。

○金岩委員

和歌山県では結局尾数を各漁協で何gで放流してるから各漁協別にこの重量でOKだと漁協に判断してもらってるんですよ。目標増殖量の設定としては尾数にしているということで。

○浅尾会長

稚魚のグラムあるいは尾数という議論もあるでしょうが、今回はその増殖に係る費用ということでご意見いただいていますので、その件に関して皆さん、いかがでしょうか。

○加治佐委員

補足ですが7gで計算しているわけですから、7gより小さい魚を放流しているところは、それが説明できる場所はこの目標増殖量よりは減ると思います。そういう思惑があつてのことです。今ご意見のあつた尾数で調整、尾数でいいんじゃないかということに異論はありません。あまり尾数で整理するのがあまりに大胆な変更だということであれば、グラム数で調整したらというのが私なりの折衷案です。



○浅尾会長

いずれにしても、少し審議を協議を重ねるような問題だと思いますので、今回で決定するのは避けたいと思います。

他の皆さん、ご意見ございませんでしょうか。

○三輪委員

どこまでを増殖関連費用に含めるかという点に関してですが、元々この上がってきた意見だと何から何まで漁協がやる仕事がすべて増殖関連と言えないこともなくなってしまうのでそれはさすがにちょっと際限がなくなっちゃうので、ちょっとまずいんじゃないかっていう気がします。なのでやっぱり増殖に関連した費用っていう意味では、やっぱり直接的なもののみに限るしかないんじゃないか。というのが、私の意見です。

○浅尾会長

ありがとうございます。ただいまの三輪委員のご意見と私も同意見です。何もかもというのは私も無理があるような気がします。

この資料を見ていただきますと、令和元年度、令和2年度、令和3年度とそれぞれ詳細な費用が書いていただいておりますけど、そのなかでも少し増殖に係る経費と考えられるものもありますし、それはちょっと難しいと思うものもあります。具体的にいきますと、各年度監視員手当というのがありますけども、先ほど加治佐委員から、監視員活動は増殖行為に含まれていないとされていますという意見もありましたけれども仮にこれを増殖に係る経費と入れる。それとあと有害駆除に係る経費、あるいは魚道に係る経費とかそういうのも増殖に係る経費に入れることも可能だろうという前提で、事務局にこれならまあ入れていだろうっていう項目をピックアップしていただいて、それに基づいて仮計算をしていただいたんですけど、すべてこれを認めるとやはり大又川漁協の意見の通り、調整係数は0.35~0.30になります。しかしながら、これは対象とするのはちょっと難しいなというのは外して計算したところ、0.35がそのままになりまして、0.30にはならない結果になりました。ちょっと甘いかな、ちょっと疑問やなというグレーかなっていうのも入れても0.35にはなりませんでした。詳細な計算の数字とかは、省かしてもらいますけどそのような結果になりました。ですので、やはりこの意見にあるこういう費用をすべて入れるというのは難しいと思います。そういうことで大又川漁協には回答したいと思います。どうでしょうか。

結果としましては、この委員会の原案どおりの目標増殖量になるということになるんですが。そしてこれは提案なんですけども、2-22ページの目標増殖量の取扱方針の3にあります種苗放流以外の増殖措置の評価のところ、種苗放流以外の手法を用いての増殖措置を行った場合、その措置の増殖効果を評価し当該年度の実績に加えるという規定があります。具体的には1産卵床造成、2汲み上げ放流、3あゆ人工ふ化の各項目があるわけなんですけども、このなかで、大又川漁協は産卵床が形成されとるということで、産卵床造成を行っていただくことを検討していただけたらと思います。そのようにお伝えしたいと思うんですがいかがでしょうか。

○三輪委員

私はそれで結構です。

○浅尾会長

ありがとうございます。

ほかにご意見がございませんようでしたら、ただいま私が申しましたとおりの回答とさせていただきます。

このほかになにかご意見ございませんか。

それでは、議案2については、今回審議のあったとおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○浅尾会長

全員異議がないようですので、告示等について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

ただいま協議していただきました2-2ページにあります告示案のとおり、令和5年2月28日付け、三重県内水面漁場管理委員会告示第1号で告示を予定いたしております。2-3ページから2-6ページには、関係法令として漁業法の関係条文と漁場計画の樹立についての抜粋がございます。なお2-3ページの後段の漁場計画の樹立につきましては、平成24年の水産庁長官通知をそのまま抜粋しておりますので、下から2行目のアンダーラインの法第127条は漁業法改正により現在の法第168条となりますことをご了承願います。

2-7ページから2-16ページには目標増殖量に係る増殖実施報告要領と各様式及び添付例を付けております。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

では議案2「第五種共同漁業権に係る令和5年度目標増殖量について」は、ただいまの審議のあったとおりとして可決決定し、告示することとします。

続きまして、議案3「内水面漁場管理委員会関係三重県個人情報保護条例施行規程の廃止について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料3-1ページをご覧ください。

平成14年に「内水面漁場管理委員会関係三重県個人情報保護条例施行規程」を定め、内水面漁場管理委員会に関連する個人情報は、この規程により扱ってまいりました。

規程の内容については、「三重県個人情報保護条例の施行については、同施行規則の規定の例による。」となっています。

そして、令和5年4月から個人情報保護制度が一元化され、地方自治体も「個人情報の保護に関する法律」の運用を受けることとなり、3-2ページから3-6ページの三重県公報のとおり令和4年12月20日に「三重県個人情報の保護に関する法律施行条例」が公布され、令和5年4月1日から施行されることになりました。

これに伴い、3-4ページの附則2にあるとおり「三重県個人情報保護条例」は、令和5年3月に廃止されます。

つきましては、「内水面漁場管理委員会関係三重県個人情報保護条例施行規程」についても廃止する必要があり、そのため、委員会でご審議いただくものです。

なお、この廃止にかかる措置は、内水面漁場管理委員会同様に三重県個人情報保護条例を引用して規程を定めている教育委員会、公安委員会、人事委員会等の県内各委員会で足並みを揃えて統一的に実施するものです。従いまして告示日及び具体的な告示文書の内容や表現については、会長一任とさせていただきますようお願いいたします。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

ただいまの説明について、何かご意見はございませんか。

○委員

(意見なし)

○浅尾会長

ないようでしたら議案3については、廃止することとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○浅尾会長

異議なしと認めます。

それでは、議案3の「内水面漁場管理委員会関係三重県個人情報保護条例施行規程」は、廃止することとし、告示することとします。

なお、告示日、告示文書の内容等については、会長一任とさせていただきます。

続きまして、その他事項(1)「うなぎ稚魚漁業の許可化について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局(葛西主査)

資料はございませんが、うなぎ稚魚漁業の新たな許可に係る今後の予定等についての説明です。内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

それでは、水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課(田代技師)

現在、三重県漁業調整規則によって全長 20 cm以下のうなぎの採捕が制限されています。そのため、令和 4 年度漁期まで、県内における全長 20 cm以下のうなぎの採捕は、県内の養鰻業者への養殖用種苗の供給を目的とした特別採捕許可に基づいて行われてきました。

しかし、令和 2 年の漁業法改正により、今年の 12 月から、全長 13 cm以下のうなぎが特定水産動植物に指定されます。

特定水産動植物には他にあわび、なまこが設定されており、これらの採捕は、同法により、年次漁獲割当量に基づく場合、漁業許可に基づく場合、漁業権又は組合員行使権に基づく場合、試験研究又は教育実習による採捕の場合に限られ、これまでのような県内の養鰻業者への種苗供給を目的とした特別採捕許可に基づく採捕は認められなくなります。

このため、国の指導により、うなぎ稚魚漁業を許可漁業として新たに設定し、引き続き県内でうなぎ稚魚を採捕できる制度を創設します。具体的な手続きとしては、年度明けに、法律に基づき、三重県漁業調整規則の改正について貴委員会に意見を求めたのち、国へ認可申請を行います。国の認可後、県公報にて改正後の三重県漁業調整規則を周知します。

8 月下旬を目途に、改正後の三重県漁業調整規則に基づいて、当該漁業の制限措置及び許可の条件について貴委員会の意見を求め、方針等の策定を行います。

今後皆さまに色々ご相談させていただくことになると思いますので、よろしく申し上げます。

○浅尾会長

ありがとうございます。8 月下旬頃ということですか。

○水産資源管理課(田代技師)

最初に調整規則の改正をしないといけないのですが、改正を 4 月頃に予定しております。

調整規則を改正した後に許可の内容の詳細についてを 8 月頃にまた諮問をかけることとなります。

○浅尾会長

はい、わかりました。ただいまの説明について、何かご意見はございませんか。

○委員

(意見なし)

○浅尾会長

では続きまして、その他事項(2)「次回の委員会日程等について」、事務局から申し上げます。

○事務局（葛西主査）

令和4年度の委員会は、今後議案等がなければ、本日が最後の開催となる見込みです。次回の開催予定につきましては、メール等でご連絡をさせていただきます。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

以上で本日の議案審議は終了いたしました。これをもちまして委員会を閉会いたします。